**地震発生時の対応（ケース④　休日等，児童生徒等在宅時）**

○本部長（　　　校長）※職務代理者順位

　①　　　教頭　　②　　　教諭　　③　　　教諭

教職員参集（P.10）

○以下の場合，無条件で避難を優先

・緊急地震速報が発報している場合

・津波（大津波）警報が発表された場合

・激しい揺れが１分以上続いた場合

・施設に著しい損傷や火災が発生した場合

**初期対応**（P.18）

○児童生徒等への指示

・頭部保護（机の下等）

・「３ない場所」で揺れが収まるのを待つ

・落ち着いて指示を聞く

地震発生

緊急地震速報作動

学校災害対策本部

設置（P.28）

参集状況の

確認

情報収集

児童生徒情報

・部活動，スポーツ少年団活動の状況把握（対外試合等）

地震関連情報

（テレビ，ラジオ，インターネット等）

地域情報

（自主防災組織等の動静等）

放課後児童クラブの情報

繰り返し

○児童生徒情報の収集にあたっては次の点に留意すること

・家庭訪問等で教員が外出する際には，必ず本部にて動静把握を行うこと

・外出した教員への地震関連情報の提供に努めること（教員自ら積極的な情報収集に努めること

・家庭訪問時不在の場合は，訪問したことを伝えるメモを残すなど，記録に努めること

情報集約

報告・連絡（P.6）

（教育委員会，関係機関，171等）

事後の対応へ（P.29）